



## 「チャレンジ・元気な地域づくり事業」実施団体募集！ (活力のある元気な地域へ)

「自らの地域を考えて、地域の課題を見出し、解決する」このような地域での話し合いの場づくりをしてみたい団体を募集します。

町では昨年度、住民と行政が一緒に参加・協働することにより、活力あるまちづくりを推進するための道として「南三陸町協働によるまちづくり基本指針」を策定しました。本年度は、この指針に基づいてさらに協働を進めるため、新たに『チャレンジ・元気な地域づくり事業』を創設しました。

この事業は、地域の多くの皆さんに参加していただき、自らの地域を考えたり、地域の課題を見出したりする「話し合いの場づくり」を進め、協働によるまちづくりの輪を広げることを目的とした事業です。ぜひご応募いただき、自分が住んでいる地域をより元気にしてみませんか？

### ■応募対象団体

一行政区または隣接するいくつかの行政区を基盤として活動する公益的な団体（行政区、契約会、地区公民館、振興会など）が応募対象です。

### ■実施期間

事業は、平成22年度（単年度）での実施となります。

### ■事業概要

地域づくり活動に向け、専門家にアドバイスをいただき、地域内の課題等をみんなで見出し、その課題等を解決する方法などを検討しながら、楽しくその地域にあった地域づくりを考えていく事業です。

なお、「チャレンジ・元気な地域づくり事業」への取り組みによって見出された課題等を解決するための事業を実施する場合は、協働推進を目的とする町の提案公募型補助事業『おらほのまちづくり支援事業補助

金（協働特別枠：補助率10分の10、補助上限30万円）を活用することができます。

■募集期間 5月17日（月）～6月18日（金）

■応募方法（提出書類）

チャレンジ・元気な地域づくり事業実施申込書により応募ください。

※申込書は、役場企画課のほか各公民館（地域振興センター）に用意してあります。また、町のホームページからもダウンロードできます。

### ■受付窓口

企画課まちづくり推進係または歌津、入谷、戸倉各公民館（地域振興センター）

※事業の詳細等をご説明いたしますので、団体の代表者等が直接ご応募ください。

問い合わせ 企画課まちづくり推進係  
☎46-1371

ご注意ください  
ふるさと納税を装った寄附の強要や詐欺行為などには十分ご注意ください。  
町では、専用の振込用紙（ゆうちょ銀行）以外での寄附の受け付けは行っていません。

△平成21年度の寄附の状況△  
△寄附件数 1,129件  
△寄附金額 7,319,000円  
※ふるさと納税としての寄附の受付は随時行っています。  
町外にお住まいのご親戚や友人、知人へのPRにつきまして引き続きご協力をお願いします。

2年目を迎えた「南三陸町ふるさと納税制度」には、町内出身者や南三陸町にゆかりのある人など、多くの方がからたくさんのご寄附をいただきました。心から感謝申し上げます。  
お寄せいただいた寄附金については、指定の政策の財源として有効に活用させていただきます。  
平成21年4月1日から平成22年3月31日までの寄附の状況をお知らせします。

たくさんのご寄附  
ありがとうございました

平成22年4月から、これまでの「児童手当制度」に代わり、「子ども手当制度」が始まりました。  
子ども手当は、次代の社会を担う子どもたちの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。子どもの将来を考え、有効に用いてくださいますようお願いします。

### 支給対象者

平成22年4月1日時点での「中学校終了前までの子ども」（0歳から中学校終了前（中学生3年生）までの子ども）を養育している方です。※父のうち原則として收入の高い方が申請者となります。所得制限はありません。

支給月	支給額
中学校終了前までの子ども 1人当たり月額13,000円	中学校終了前までの子ども 1人当たり月額13,000円

中学校終了前までの子ども  
1人当たり月額13,000円

平成22年4月1日時点での「児童手当を受給している方」（児童手当と平成22年4月、5月分の児童手当を受給していなければなりません。児童手当を受給していない方）も手当を支給します。

### 申請手続き

子ども手当を受給するためには申請が必要になりますが、平成22年3月末時点でも、児童手当の支給対象児童（小学6歳生）までの子どもを養育している方のうち原則として収入の高い方が申請者となります。所得制限はありません。

申請受付日程	場所	日時
【戸倉地区】 戸倉公民館	戸倉地区 戸倉公民館	5月12日（水）午後4時30分～午後1時30分～午後
【入谷地区】 入谷公民館	入谷地区 入谷公民館	5月12日（水）午前9時～午後12時
【歌津地区】 歌津保健センター	歌津地区 歌津保健センター	5月11日（火）午前9時～午後4時

・町から送付される申請用紙  
・保護者の健康保険証と印鑑  
（国民健康保険以外の方は、勤務先での手続きとなります。申請が必要な方は、勤務先での手続きとなります。申請用紙を記入のうえ申請してください。）

年生以下）のみの保護者については、申請手続きが不要です。また、公務員の方は、勤務先での手続きとなります。申請が必要な方は、勤務先での手続きとなります。申請用紙を記入のうえ申請してください。

・振込先の口座の写し（申請者名義）  
・対象児童が別居している場合、その児童の住民票謄本

### 申請手続きが必要かどうか調べてみましょう！

平成22年3月31日時点で、児童手当を受けていたお子さんがいますか？

はい

その手当を受けていたお子さん以外に、4月1日時点で、新たに中学2・3年生になるお子さんはいますか？

はい  
申請会場で申請手続きをしてください。

いいえ  
申請手続きは、必要ありません。

いいえ  
お子さん

4月1日時点で、0歳から中学3年生までのお子さんがいますか？

はい  
4月1日以降に町外から転入しましたか？

いいえ  
転入手続きと併せて窓口で申請手続きをしてください。

お子さんの出生などにより、対象となったときには、窓口で申請してください。

### 注意事項

- ・転出された方は、転出先での申請となりますので、転出先の市區町村窓口に問い合わせください。
- ・9月30日までに申請をしないと、満額の支給が受けられなくなりますのでご注意ください。
- ・子ども手当の全部または一部の支給を受けずに、お住まいの市區町村に寄附し、子育て支援等の事業に活かしてほしいという方には、簡単に寄付を行う手続きもありますので、問い合わせください。

### 問い合わせ

町民税務課医療給付係  
☎46-1373  
歌津総合支所町民福祉課  
☎36-3923

△日時 5月13日（木）午前9時～午後4時  
△場所 役場防災対策庁舎1階

※申請期間中に申請できない方は、5月31日（月）まで

に役場町民税務課または歌津総合支所町民福祉課の窓口で申請してください。この日を過ぎると、6月に支給できませんのでご注意ください。



# 子ども手当制度のお知らせ